



設置型コンポストの上手な使い方と落ち葉・雑草の堆肥化講習

耳納ねっと！ ☎76-2077 / 市民生活課生活環境係 ☎75-4972

可燃ごみに含まれる水分の大半が生ごみ由来で、ごみ処理場の燃料代がかかる原因となっています。

また、落ち葉や雑草も可燃ごみで出さずに堆肥化すれば畑の肥料として活用できます。

この講習では設置型コンポストのにおいや虫の問題を解決して、上手に活用する方法を具体的に説明します。

落ち葉や雑草も堆肥化して、肥料として有効活用する方法についての講習を行います。

11月19日(土) 13:30~15:00

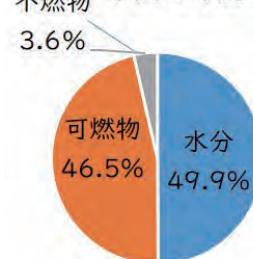
■ 場所 再生工房 屋外
(耳納クリーンステーション南側)

■ 定員 10名程度

■ 参加費 無料



可燃ごみ袋の中身
(令和3年度平均)



動物の遺棄虐待は犯罪です！！

市民生活課生活環境係 ☎75-4972

愛護動物のみだりな殺傷、虐待・遺棄(捨てること)については犯罪であり、禁止されています。

近年、悪質な動物の虐待等に関する事件が後を絶たない状況等を踏まえて、令和元年6月19日に「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正され、令和2年6月1日から遺棄及び虐待に対する罰則が強化されています。違反した場合は、以下の罰則が科せられます。

動物は責任を持って、最後まで飼いましょう。

動物虐待の罰則強化

愛護動物のみだりに殺し、
又は傷つけた者

2年以下の懲役又は
200万円以下の罰金



5年以下の懲役又は
500万円以下の罰金

愛護動物のみだりに
虐待した者、遺棄した者

100万円以下の罰金



1年以下の懲役又は
100万円以下の罰金

※愛護動物とは、牛、馬、豚、めん羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いばと及びあひる。人が占有している動物で哺乳類、鳥類、爬虫類に属するもの。